

令和6年

議会運営委員会記録

令和6年2月20日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年2月20日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午後 0時05分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	鳥 飼 雅 司 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	鎌 田 泰 春 議員
議 長	富 澤 啓 二 議員	副 議 長	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	萩 原 圭 一 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	大 野 久 芳	総 務 部 長	田 中 康 一
企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	総務人権課長	渡 部 剛

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
令和6年和光市議会3月定例会の会期日程等について
- 特定事件3 議会に関する条例、規則、規程に関することについて
専決処分事項の指定についての一部を改正することについて
- 特定事件7 議会だよりの編集、作成について
- 特定事件8 議長の諮問に関することについて
議会改革について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて

議会報告会について

午前 9時30分 開会

○安保友博委員長 おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と2名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和6年3月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。

今定例会につきましては、2月22日に開会すべく、15日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、人事案件が1件、専決処分の承認が1件、条例の制定及び一部改正が18件、市道路線の認定が1件、補正予算が4件、新年度予算が7件の合計32件の審議をお願いするものでございます。

また、併せて追加でお配りさせていただきました議案としまして、補正予算1件の審議をお願いいたします。

なお、議案第1号、第9号、第32号、第33号につきましては、先議として御審議をいただけますようお願いいたします。

詳細につきましては、総務部長から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○安保友博委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時35分 休憩)

再開します。(午前 9時36分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会3月定例会の会期日程等について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてとして、専決処分事項の指定についての一部を改正することについて、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

本日の資料は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会3月定例

会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は議案33件です。

提出議案の説明を願います。

田中総務部長。

○田中総務部長 それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、議案第1号、和光市副市長の選任について説明いたします。

和光市副市長に新たに諸戸修二氏を選任することについて、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第2号））について説明いたします。

令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第2号）については、住民税均等割のみ課税されている世帯などに対して、デフレ脱却のための総合経済対策給付金を支給するための経費を計上するとともに、その財源として国庫補助金を計上したものです。当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものです。

次に、議案第3号、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び和光市乳幼児医療費助成に関する条例及び和光市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則の廃止に伴い、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の整備等を行うため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第4号、和光市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用する本条例について所要の改正を行うため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第5号、和光市監査委員条例及び和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の引用条項について所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例及び和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方自治法の改正により令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。期末手当、勤勉手当を合わせた年間支給割合は、一般職の常勤職員と同様に4.5月といたします。

次に、議案第7号、和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額につきましては、令和元年度の消費税率の引上げに伴い、増額改定して以降、財政状況等に鑑み、据え置きとしてきたところです。しかしながら、昨今の物価の高騰や新型コロナウイルス感染症に伴う業務の増加等の影響に鑑み、報酬額について朝霞地区4市ともに算定基準に基づく昇給率により改正を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第8号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和6年度からの新たな和光市国民健康保険ヘルスプランに基づき、保険税率を改正するとともに、地方税法施行令の一部改正に基づき、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を引き上げるため、この案を提出するものです。

次に、議案第9号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、戸籍謄本等の広域交付、電子化された届出書等情報の内容証明書、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る事務手数料について定めるとともに、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第10号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正法の施行に伴い、引用する法律名を変更する改正をしたいので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第11号、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、掲示が求められていた重要事項を電磁的方法でも公衆の閲覧に供さなければならない規定等を加えるため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第12号、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、介護保険法の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする、第9期和光市介護保険事業計画による介護保険料を定める等の和光市介護保険条例の一部を改正するため、この案を提出するものです。

次に、議案第13号、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第14号、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、令和5年4月1日から障害福祉サービス等における居住地特例の対象施設に介護保険施設等が追加されました。これに伴い、今回の改正は、重度心身障害者医療費助成の実施市町村と障害福祉サービスに関する援護の実施市町村を一本化し、重度心身障害者医療費の受給者等の利便性を向上させるため、住所地特例の対象施設に介護保険施設等を追加するため、この案を提出するものです。

次に、議案第15号、和光市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、墓地に対するニーズの増加や変化に適切かつ柔軟に対応すること及び現行規定の不備を解消するため、所要の改正を行うもので、施設の適合基準に関する適用除外規定の見直しと墓地の経営等の許可申請に係る手続における適用除外規定の新設を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第16号、和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、近年のペット供養に対するニーズの増加、埋葬形態の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、所要の改正を行うもので、ペット霊園の設置場所の基準に例外規定を新設するほか、人用の墓地の区域内にペット用の墓地等を併設することができるよう規定の見直しを行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第17号、和光市路上喫煙の防止に関する条例及び和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、近年の喫煙習慣や喫煙を取り巻く環境の変化に対応するため、条例の目的規定や定義規定の見直し、受動喫煙に対する配慮も含める規定の新設などに加え、いわゆるポイ捨て等防止条例との整合を図るため、この案を提出するものです。

次に、議案第18号、和光市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、和光市駅北口地区の市街地再開発事業に伴い、この地区の地区計画の内容を変更することから、変更内容を本条例に反映させるため、この案を提出するものです。

次に、議案第19号、和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第20号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法の規定による開発行為により、帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第21号、令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,460万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ352億2,743万1,000円とするものです。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、戸籍法一部改正に伴う振り仮名対応等のためのシステム改修費用を計上するほか、福祉の里のICT化推進のため、指定管理者への支援金を計上するなどしております。

次に、歳入につきましては、歳出事業に応じて国庫支出金及び県支出金をそれぞれ増額または減額するほか、地方債の対象事業費の変更などに伴い、市債を増額または減額するなどしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入超過額については、財源調整のため、財政調整基金に積み立てております。そのほか、今年度中に事業の終了が見込めない事業として、12事業の繰越明許費を設定するなどしております。

次に、議案第22号、令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,281万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,807万9,000円とするものです。

歳出については、国民健康保険財政調整基金の預金利子の確定による積立金及び保険給付費等交付金の確定に伴う償還金を増額しております。

次に、歳入については、財政調整基金基金預金利子や一般会計繰入金金の確定に伴い、それぞれ増減額をしております。

次に、議案第23号、令和5年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ333万2,000円を減額し、補正後の歳入

歳出予算の総額をそれぞれ46億7,158万2,000円とするものです。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、居宅介護等サービス保険給付業務や地域密着型介護サービス保険給付業務など、それぞれの業務におけるサービス受給者見込み数が当初の想定と比べて増減する見込みとなったため、保険給付費及び市町村特別給付費を増額し、総務費、地域支援事業費は減額しております。

また、利子の確定に伴い、介護給付費準備基金積立金を増額しております。

次に、歳入につきましては、保険給付費や地域支援事業費などの増減に伴い、国・県、市などそれぞれ法定割合分について増減しております。

次に、議案第24号、令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億4,905万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ8億8,860万3,000円とするものです。

初めに、歳出について説明いたします。

区画整理事業費のうち工事請負費及び補償費などについて、事業の進捗により減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

事業収入及び市債を減額するとともに、区画整理事業費の減額に伴い、繰入金を減額するものです。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、再開発事業に伴う2事業について繰越明許費とするものです。

次に、議案第25号、令和6年度埼玉県和光市一般会計予算について説明いたします。

歳入の根幹をなす市税収入については、個人市民税が定額減税の影響で減収が見込まれる一方で、固定資産税については、固定資産の評価がえにより増加が見込まれます。

なお、個人市民税の定額減税による減収分については、地方特例交付金による補填を見込んでいます。

令和6年度予算編成に当たっては、重点施策として都市基盤整備と福祉施策の充実に関する取組に予算を配分しています。

主な内容につきましては、都市基盤整備の分野では、土地区画整理事業の推進のため各区画整理組合への支援を行うほか、和光版MaaS構想の実現に向けて、自動運転バスの本格社会実装に向けた2期社会実証を行います。

福祉の分野では、子供、若者に対する生活支援及び物価高騰対策として、18歳から20歳の市民に対してクーポン給付事業を行うほか、駅周辺の医療機関内に病児・病後児保育室の整備を行います。

教育の分野では、小・中学校の屋内運動場空調機の整備を進めるほか、物価高騰に伴う保護

者の負担軽減のため、学校給食の食材費支援を行います。

防災の分野では、防災行政無線及び第6分団消防ポンプ車の更新を行います。

また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、中期財政計画についても予算に関する説明書と併せて提出しております。

次に、議案第26号、令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

国民健康保険については、令和6年度予算において歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億7,161万1,000円と定め、対前年度比較では0.31%の増となっております。

主な歳出につきましては、国民健康保険税として13億603万7,000円を、県支出金として41億9,876万5,000円を計上しております。

また、一般会計からの繰入金については、3億4,333万4,000円を計上し、そのうち法定繰入金を除いたその他繰入金については、6,000万円を計上しております。

なお、基金繰入金については、4億5,163万7,000円を計上しております。

続いて、主な歳出につきましては、被保険者の診療等に係る保険給付費として41億6,841万6,000円を、また、国民健康保険事業費納付金として20億1,565万2,000円を、保健事業費として1億1,410万6,000円を計上しております。

国民健康保険については、安定的な財政運営を目指すため、和光市国民健康保険事業計画に基づき、引き続き積極的な保健事業を展開し、被保険者の健康の保持、増進とともに、医療費の適正化についても取り組んでまいります。

次に、議案第27号、令和6年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

令和6年度予算については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が推計した利子負担金算定に用いる諸係数及び当市における被保険者数に基づき予算を編成し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,027万2,000円と定め、対前年度比較では22.0%の増となっております。

初めに、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料9億7,742万9,000円、保険基盤安定繰入金1億4,049万1,000円のほか、保険料還付金などを計上しております。

続いて、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合に納める後期高齢者医療保険料負担金11億1,822万1,000円のほか、保険料還付金などを計上しております。

次に、議案第28号、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計は、第9期介護保険事業計画の初年度であることを踏まえ、計画及び推計に基づく介護サービス費を計上するほか、介護予防日常支援相互事業や包括的支援事業、任意事業も継続的に力を入れ、その中でも認知症支援事業、高齢者の地域のつながり、支援の充実を図るための予算編成を行い、歳入歳出それぞれ47億8,935万1,000円となっております。

主な歳出につきましては、款2保険給付費では、居宅介護サービス費、地域密着型サービス

費、施設介護サービス費などとして、42億5,687万円となっております。

款4市町村特別給付費では、和光市独自の取組として、紙おむつ、地域送迎、配食、栄養改善などのサービスを実施し、7,325万4,000円となっております。

款5地域支援事業費では、介護予防日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業、任意事業費として、3億7,831万9,000円となっております。

次に、主な歳入につきましては、款1介護保険料では、第9期和光市介護保険事業計画による第1号被保険者の介護保険料増額及び被保険者数の増加率を反映し、12億237万8,000円を計上しております。

歳出の見込みに連動する法定負担の款2国庫支出金、款3支払基金交付金、款4県支出金は、合わせて28億804万4,000円を計上しております。

款6繰入金では、保険給付費及び事務費等に充当するため、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金7億7,865万8,000円を計上しております。

次に、議案第29号、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について説明いたします。

和光市駅北口土地区画整理事業につきましては、令和5年度末に再開発事業の都市計画決定を予定しており、令和6年度は区画整理事業との一体的施行による駅北口まちづくりを推進していくための予算編成となっております。令和6年度予算は歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,939万2,000円、対前年度比較では1億6,091万2,000円、16.0%の増額となっております。

主な歳入については、保留地処分金が9,690万7,000円、そのほか国・県補助金、一般会計繰入金、区画整理事業債を計上しております。

次に、主な歳出については、駅前周辺の建物移転交渉業務をより充実させる必要があるため、建物移転に伴う移転補償費6億1,459万6,000円のほか、工事請負費など区画整理事業費として11億33万9,000円を計上しております。

次に、議案第30号、令和6年度埼玉県和光市水道事業会計予算について説明いたします。

予算第2条の業務の予定量については、給水戸数を4万4,156戸、年間総給水量を929万9,000m³、年間有収水量を900万2,000m³と見込み、主要な建設改良事業は酒井浄水場排水ポンプ盤更新事業3か年継続事業、酒井浄水場高圧受電盤更新事業3か年継続事業及び南浄水場中央監視設備更新事業4か年継続事業です。

次に、予算第3条の収益的収入については16億296万2,000円、支出については15億31万6,000円を計上しております。

予算第4条の資本的収入については3億772万3,000円、支出については8億7,943万2,000円を計上しております。

次に、議案第31号、令和6年度埼玉県和光市下水道事業会計予算について説明いたします。

予算第2条の業務の予定量については、水洗化世帯数4万2,268世帯、年間処理水量895万2,000m³、1日平均処理水量2万4,526m³を見込み、主要な建設改良事業は、新倉小下マンホー

ルポンプ更新工事、牛房通りマンホールポンプ制御盤更新工事です。

予算第3条の収益的収入については12億2,039万9,000円、支出については12億351万1,000円を計上しております。

予算第4条の資本的収入については1億210万1,000円、支出については3億8,794万1,000円を計上しております。

次に、議案第32号、市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例を定めることについて説明いたします。

今回の条例制定については、令和5年12月議会を混乱させてしまった責任を重く受け止め、自戒措置として令和6年3月1日から同月31日までの間、市長及び副市長の給料月額を10%減額するため、この案を提出するものです。

最後に、追加で配付させていただきました議案第33号、令和5年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,643万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ352億1,091万2,000円とするものであります。

今回の補正予算では、物価高騰等の影響を受ける保育所等の事業者に対する支援金を計上するほか、住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付にかかる経費に不用額が生じたため、減額しております。

また、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支出の減額に伴い、その財源としていた国庫支出金を減額するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の余剰については、新たに計上する支援金等の財源として充当事業の変更をしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入超過額については、財源調整のため、財政調整基金に積み立てております。

議案の説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○安保友博委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前10時07分 休憩）

再開します。（午前10時10分 再開）

まず、議案の先議についてです。

初めに、議案第1号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、第5日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私としては、今回、私自身も副市長定数条例変更等を行わせていただいて、非常に注目される議案なんじゃないかなと思いますし、皆さんが委員会審議等を踏まなくてもいいのかというところは、慎重に議論すべきかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先議で私はいいと思います。

○安保友博委員長 今、鎌田委員から理由を付しての意見がありましたので、できましたら菅原委員からも理由を言ってあげたらと思いますけれども。

菅原委員。

○菅原満委員 理由も何も、先議でということで委員長から提案がありましたので、私はそれでいいということであります。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、意見が分かれておりますので、採決を取りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、採決をしたいと思います。議案第1号について、先議とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数ということで、先議とすることに決しました。

吉田委員。

○吉田武司委員 今の先議についてなんですが、鎌田委員から発言があつて、私も今賛成の立場で挙手しましたがけれども、私も副市長を2人以下というところで署名をしたこともあつて、そういう意見があつて、今挙手はしましたがけれども、大変厳しい判断でした。それだけ述べさせていただきます。

○安保友博委員長 次に、議案第2号は専決処分に係る案件ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、第5日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第9号は、全員協議会で執行部から説明があつたとおり施行日が3月1日であることから、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、第5日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第32号は、全員協議会で執行部から説明があつたとおり、3月の給料に反映させる必要があることから、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、第5日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案第33号は、22日に開催する全員協議会で執行部から説明を受ける予定ですが、3月末までに交付金を支給する必要があることから、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、第5日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

今回は、議会事務局に持参し、提出された陳情はなかったことを報告いたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

富澤議長。

○富澤啓二議長 今回、郵送で提出された陳情は、令和5年11月29日受理の年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、以上1件でございます。

○安保友博委員長 ただいま報告されました陳情は本会議での審議は行わず、その写しを全議員に配付いたしましたので御確認ください。

次に、一般質問についてです。

通告者は17人です。質問時間については、令和5年4月14日の議会運営委員会での決定により、今期定例会は再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期について。

会期は29日間とし、常任委員会を6日間で、第9日及び第26日に予算決算常任委員会を開催し、令和6年度当初予算の審査等がありますので、第12日から第15日の4日間で予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会を同時開催としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、1日目は5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

なお、2月27日、火曜日から29日、木曜日及び3月15日、金曜日を調査休会とし、3月19日、火曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、施政方針に対する代表質問について。

1月17日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。質問の順位及び代表質問者は、順位1番、緑風会、吉田武司議員、2番、やさしい未来へ歩む会、松永靖恵議員、3番、日本共産党、鳥飼雅司議員、4番、公明党、伊藤妙子議員、5番、国民民主党・日本維新の会、鎌田泰春議員、6番、新しい風・希望、菅原満議員、以上です。

なお、1人会派については、一般質問の中で行うことと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

吉田委員。

○吉田武司委員 施政方針なんですけれども、会派を代表して施政方針を行うので、施政方針の2回目のときにちょっと会派で打合せを、できれば2回目の質問をするまでに時間を設けていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 ただいま質問の2回目に入る前に休憩を取ってほしいという趣旨の意見がありました、この点いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 やり方というのは、要は会派ごとに休憩を取るということですね。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 はい。会派で代表して質問するので、その質問の回答をもらって、2回目の質問に行くときに、やはりちょっとした打合せがしたいというふうに会派の中で話がありましたので、2回目の質問へ行く前に、1回、10分程度取っていただければと考えています。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 会派ごとに休憩を取るという理解でよろしいんですね。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 はい。そのようにしていただければと思います。ほかの会派でそういう休憩は要らないというところがあれば、どうかなと思うんですけれども、うちの会派としては、そういうふうにしていただければと思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 確かに今まで2回目に入るまでに休憩がなくて、1番目から2番目、3番目と会派代表が質問していく中で、もちろんかぶる部分もあるし、そういった人の質問が返ってくるときに、その場で消化し切れない部分等々もあるので、10分の休憩を挟んで、整理してもう一回2回目に臨むというのは、今までではなかったんですけれども、いい試みなのではないかと考えます。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私としてもいい試みだと思っています。私自身が聞きたい質問と、あとは自分の会派の岩澤議員が聞きたい質問もあって、その趣旨に沿っているかどうかというのが自分1人で判断できない場合もあるかなというふうに思いますので、相談の時間がいただけたらありがたいなと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 いい試みかどうかはさておいて、うちの会派は事前に代表質問の内容をメールでやり取りして調整しているので、そのままだと思いますし、何ら変わるところはないので、ほかの方も御協議でお決めいただければと思います。うちのほうはその必要がないというふうに認識しております。

○安保友博委員長 今、出ました意見につきましては、これまで取っていなかった休憩の時間を取りたいという意見と必要がないという意見で分かれておりますので、これは統一的に決める必要もないと思いますので、今この場で、各会派で休憩が必要かどうか伺って、それで決定していきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 施政方針の質問までに、今日からでも随分時間があるわけです。その間に会派の中で熟慮して、いろいろなことをやっておくべきです。それで、2回目の質問で足りなければ一般質問のほうへ回せるし、無用に時間があつたからいい答弁ができるわけではないんです。だから今からしっかり準備するのが議員の務めだよ。こういう答弁が出たらこうするというぐらいは、考えておくべきだと思います。

それは何でも時間を与えればよくできると考えるかも分からないけれども、もっと真剣にやるならば、会派でしっかり打合せをして、答弁を推測してシミュレーションして、それでやって代表というのはそこに立つべきですよ。

オリンピックの競技でも、日本から代表で行ってぱっとして相談しますか。しないですよ。そこに託された代表者というのは、それだけの責任があるわけだから、一旦バックして聞くとか。外からサインを送るのは、野球じゃないけれども、いいかも分からないけれども、僕は休んでまでそこで無用に時間をつくるのは、多くの人がいるわけですよ。執行部も。それはもう一度よく考えるべきではないでしょうか。

○安保友博委員長 赤松議員に申し上げます。今の発言の中に、あたかもほかの、今、休憩を取りたいと言った方が真剣に取り組んでいないというふうにとられかねない、そういう疑問を持たせるような発言がありましたので注意いたします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 ここは今議論だから、そう思ってもそれは仕方がないわけですよ。私はそれらを聞いて、だからそういう意見が出て、委員長がそういう否定的にするほうが私はおかしいと思います。

○安保友博委員長 吉田議員。

○吉田武司委員 今、赤松委員外議員からお話があり、また、委員長から注意があったのかなと思いますけれども、私たち緑風会も2月8日に施政方針が配られ、昨日までこの施政方針に対して何日も費やして、質問内容を考えてきました。

そして、今回質問したときの答弁が、どのような答弁かが分からない。そして、2回目の質問で会派を代表してやるということなので、うちは4人会派なので、それをまとめて質問しなければいけないというところで、個々で違う意見もあるかと思います。あと1回目の質問の答弁で感じるところがいろいろと変わってくることもあるので、それをちょっとまとめて2回目の質問をしたいということで、休憩を挟んでいただければその意見がまとめられて、2回目の質問ができるというふうに考えていますので、それで休憩をできればお願いしたいということで提案させていただきました。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 私たち共産党も、やはり施政方針が出されて、どういった市政を動かしていくのかというのは真剣に考えています。また、想定問答、相手がどういうふうに返すかということも想定をしていろいろ考えているけれども、施政方針の中で事前に打合せするわけではないので、その場でないと分からない。そこら辺の猶予というか時間を、もうちょっと精査したい。また、的確に市民に分かりやすいように質問したいという趣旨なので、そこら辺は御理解いただければと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 休憩といっても、45分の質問時間があって休憩となるとさらに時間がかかるので、具体的にはどれぐらいの休憩を想定しているのかというのがないと、相談が終わるまでずっととなってしまいます。

○安保友博委員長 先ほど10分というふうに言っています。

菅原委員。

○菅原満委員 10分ということなんですけれども、その10分というのは質問時間に含むのか含まないのか。

○安保友博委員長 休憩なので含みません。

菅原委員。

○菅原満委員 その辺も御説明いただければと思うんですけれども。10分なら10分の休憩を持つというのをここで確認して、申合せなり何なりに入っていくという理解でよろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 休憩します。（午前10時31分 休憩）

再開します。（午前10時32分 再開）

吉田委員。

○吉田武司委員 先ほども申しあげましたけれども、10分の休憩をいただいて、その休憩は45

分の質問時間に含まないというところで発言をさせていただきました。

○安保友博委員長 萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 私は休憩を取ってもいいと思います。やっぱり1回目でどういう答弁が返ってくるか分からない中で、その答弁に対してどういうことを2回目以降で聞いていくかというのは、私は1人会派だから関係ないんですけども、やっぱり会派の人は話し合いののかなというふうには思います。

あと、ちょっとこれは休憩とは別の話なんですけれども、今まで代表質問って3回やるということで、一括方式でやってきたわけなんですけれども、再質問が2回ということですよ。合わせて3回やってきたわけなんですけれども。

1回目はこういうふうに文章にしているから、市長も全部あらかじめ見て、ちゃんとした答弁を返せると思うんですけども、議員側としては休憩をもらって、2回目以降でどういう質問をするかというのを組み立てて質問することになると、やっぱり2回目以降も相当分量が重くなると思うんですよ。

今までだと休憩をもちろん入れていないから、例えば40項目あったらそのうち5個とかぐらい、今までの感じだと。2回目以降はそのぐらいの項目だったと思うんですよ。だけれども、もし休憩を入れて会派の中で相談するということになる、2回目以降の質問もやっぱり10項目、20項目とすごく大きな分量になる可能性がある、その辺を考えると、2回目以降の質問に対して執行部と市長がどういうふう、それにちゃんと1つずつ丁寧に答えられるかというのも、向こう側としたらちょっと大変なのかなというふうには私は思うんですよ。

なので、これは本当、将来的な話なんですけれども、代表質問も一問一答方式にすればいいと思います。やっぱり聞いている側としても、一括方式でやっているとは分りにくいし、執行部側としてもまとめて聞かれても、じゃ2つ目の質問は何でしたっけとかというふうには今までもなっていたから、やっぱり一問一答にして、執行部側も答えやすいような体制に、これから将来的にはしていったほうがいいんじゃないかなと私は思っています。

休憩に関しては、取ってもいいんじゃないかなというふうには思っています。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 やさしい未来へ歩む会としましても、これまでしっかりと会派内で議論をして、2回目の質問を考えておくのは、それは当然だというふうに思っております。しかしながら、昨今の議会において真摯な答弁が返ってきていないという認識を当会派としては持っていますので、それに対して2回目の質問を考えるに当たり、想定がしづらい、もしくは想定していなかった回答が来るということを、もう既に何度となく経験しておりますので、2回目、会派で協議をして検討したいという意味でも、休憩を取りたいということに対しては積極的に考えております。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 その10分間の休憩のときは、他の議員は休憩で、10分そこに座ってじっと執行部も待つのか、休憩だからね。会派が休憩で10分間検討している間、私たちは席でじっと待っているのか、退席して休憩するのか。

○安保友博委員長 そこは休憩なので。再開の時間までは休憩で。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 議会運営委員会の中でこういった議論が出ているんですけども、議事を進める上で議長の見解というか、進めるときに休憩を挟むところに関しては、事前に休憩が欲しいとかというふうに言われていたほうが議事が進行しやすいのか、そこら辺の議長の見解もちょっと聞かせていただきたい。

○安保友博委員長 富澤議長。

○富澤啓二議長 今おっしゃったとおり、その趣旨でいいと思います。臨機応変に対応はできるとお思いますので。10分間欲しいと言ってくだされれば、そこで暫時休憩で10分後に再開すると。それで問題ないとは思いますが。

○安保友博委員長 一応確認ですけども、休憩の時間も各会派で長短あると思うんですけども、それも含めて何分欲しいかということで、今、伺って大丈夫でしょうか。今、10分という提案はありましたけれども。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私も、その場で答弁をメモしたり、質問している席でどういうふうに次を聞くかということを考えなければいけないということは、大変だなという思いがありますので、一度整理をすとか、あと会派の中で1人の議員が捉えたように、それを共有して話し合えるとありがたいというか、あると質問をつなげやすいと思うんですけども、例えば10分と言っておいてそれよりも早く再開できそうだとか、もうこれで始められますとか、そういうような形はあり得ないのでしょうか。

その場で一度休憩をしたら、もう時間を決めてということですかね。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私は10分というのは、比較的適切な時間なのかなというふうには思いました。

先ほど萩原議員からもありましたけれども、回答者側は例えば1時間、2時間も休憩されて、すごく練った質問をされたらとても大変だとは思いますが。ただ、10分である程度絞った内容で確認し合って、質問するということは適切かなと思いますし、先ほど赤松議員からもありましたように、待たれている方も相談の時間のために待つというのは、やっぱり何時間と取られてしまうと負担なのかなというふうには思いますので、ある程度10分というところで縛りをつくったほうが、運営上としてもよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 みんなが話して合意形成の中で決まれば、私はそれに準じてやります

けれども。

そうすると、施政方針の質問というのは、制限時間45分プラス休憩時間10分ありますという形になると思うんですね。だから執行部もそのことを考えて、1人は55分ですから約1時間あるので、8人だったら何時間という形になるよね。というトータルの議会をつかむ。

だから、最初からもう45分プラス10分休憩があります。それは取っても取らなくてもありますというのは、傍聴の人から見た場合に、執行部から見た場合は、そういうことを覚悟しないといけない。1時間でしょう。それを考えなければいけない。そこを考えて決めたら。

○安保友博委員長 休憩します。(午前10時45分 休憩)

再開します。(午前10時46分 再開)

もう一度確認しますが、各会派の1回目の質問が終わった後、2回目に入る前に休憩を取るかどうかという点において、これまで申合せの中でおおむね1時間に1回、15分の休憩を取るというふうにしておりますけれども、施政方針の質問におきましては、例外として各会派の1回目が終わった時点で、10分の休憩を取るということに統一するということを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今ここにいる人たちはこれがよく分かっているんですけども、議会が始まったときに、議長のほうから傍聴者、また執行部の人たちに、施政方針においてはこういう10分休憩を取る場合がありますと、これを最初に述べるとか、どこかに書いておくかしないと、議員が休んでいるように思われる、傍聴から見るとね。

それとユーチューブで実況中継しているわけでしょう。そこはこの前だって、全然映らずにばっとなっているわけです。そういうときに、テロップでただいま休憩しています。休憩という言葉は何か分からないだろう。そういうのをテロップを出して説明してあげないと、こちらとしては一生懸命考えてそうしているんだけど、見る側から見れば、あれは何をやっているんだということで、そこは議長にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○安保友博委員長 ちょっと訂正をお願いしたいんですけども、ユーチューブではないということと、あと休憩は1時間に1回の15分の休憩も、傍聴者の皆さんにもうあらかじめ言っていることは今まで議長からもありませんので、あくまでも議長采配で休憩を取るところで、御理解いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、次にいきます。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は2月28日、水曜日の11時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。
富澤議長。

○富澤啓二議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告をいたします。

市議会議員選出議員において1名の欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありましたが、今回、欠員1名に対し候補者1名であったため、選挙は行わないこととなりましたので報告をいたします。

○安保友博委員長 次に、議員から提出されました意見書案の取扱いについてです。

日本共産党から2件、意見書案が提出されています。この意見書案の調整のため、3月1日、金曜日の予算決算常任委員会終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのように決定しました。

また、調整が整った場合は、3月13日、水曜日の本会議（一般質問）終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのように決定しました。

次に、当初予算の参考資料として、当初予算見積書のデータを事務局に登録しているPCアドレスに添付資料として送付いたしましたので、適宜御利用ください。

なお、参考資料は公表しませんので、記載された金額等の具体的な内容が公表されないよう、取扱いや審査時の発言等に御留意くださるようお願いいたします。

また、当初予算の審議が終了次第、各位で責任を持ってデータを消去していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会のポスターは、ホワイトボードに掲示しましたとおりです。こちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

なお、議会終了後は掲示板から速やかに回収してくださるよう留意をお願いします。

次に、和光市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてです。

委員及び補充員の任期が来る3月14日に満了しますので、選挙を行うこととなります。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として、議長が指名することとし、選挙管理委員会委員には浪間昇氏、川畑嘉氏、柳下照美氏、清水弘子氏、以上4名を、選挙管理委員会委員の補充員には白井和広氏、郷間慶子氏、長谷川香月氏、石田美穂氏、以上4名をそれぞれ指名することとし、補充員の順序は議長が指名するただいまの順序にしたいと思います。

この選挙は第5日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

議長から発言があります。

富澤議長。

○富澤啓二議長 2月22日の開会日に、令和6年能登半島地震の犠牲となられた方に哀悼の意を表したいと思います。

また、本年、東日本大震災から13年が経過しますので、3月11日、月曜日、一般質問第1日目に全ての被災者に対して哀悼の意を表することを了承いただきたいと思います。

いずれも黙禱、起立は行わず、私のほうから哀悼の意を述べる予定ですので、御承知おきください。

○安保友博委員長 議長から発言がありました件はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上です。

次に進みます。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてです。

今議会における議員提出議案について、議長より提案があります。

富澤議長。

○富澤啓二議長 専決処分事項の指定について、一部改正する必要があります。地方自治法の一部改正に伴い、条がずれることへの対応として、第4項中、「地方自治法第243条の2の2第8項」を「地方自治法第243条の2の8第8項」に改正するものです。

○安保友博委員長 ただいま議長から提案がありました件につきまして、お手元に議案を配付しています。現時点で、総務課コンプライアンス担当での例規事前調整を経たものとなっております。次回の議会運営委員会において確認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについては以上です。

次に、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

5月1日発行予定の議会だよりNo.124について、事務局から説明があります。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 議会だよりNo.124、令和6年5月号の掲載内容について御説明します。

なお、内容は昨年及び一昨年の5月号の議会だよりを参考にしています。

掲載内容は令和6年度一般会計予算案について、3月定例会の主な議案、トピックスとして1月19日和光市議会議員研修会を開催、市政に対する一般質問ダイジェスト、常任委員会の審査、施政方針に対する質問、議案等の採決結果、6月定例会の開催予定、聴覚・視覚障害のあ

る皆様へ、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システムの紹介等を予定しております。

掲載内容の詳細は、3月定例会閉会日に開催されます第1回議会だより編集事前打合せで確定し、4月9日、火曜日に開催されます第2回議会だより編集事前打合せにおいて確認及び校正を行い、4月15日、月曜日開催の議会運営委員会で確定する予定です。

○安保友博委員長 議会だよりの内容及び発行スケジュールについては、御承知おきください。議会だよりの編集、作成については以上です。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

前回の会議において、開催日時及び場所について会派に持ち帰り、検討をお願いしておりました。各会派からの御意見をお願いしたいと思います。

休憩します。(午前11時01分 休憩)

再開します。(午前11時02分 再開)

○安保友博委員長 緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、議会報告会は開催をしていただいて、開催時期については、5月末にわこらぼまつりが市民広場で行われる。そういうところで、どこかの場所でその開催に合わせてやられたら参加も多くなるし、その場でこういう報告会をやりますよという周知もできるので、そういう時期がいいということと、あとは意見交換会がやっぱりすごく大事だということと、予算の報告と、あとは意見交換会をテーマを決めて、また、テーマを決めずにでもやるということと、開催したらどうかということとまとまっております。

○安保友博委員長 公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としましては、今、緑風会が言われていたように、イベントの会場で時期的にやるということ、人が集まるときにやるということがいいと思いますので、時期を考えるとわこらぼまつりになるのかなというふうに思います。そして、やはり意見交換会についても、毎回大変市民の方の意見を聞けたり、前回もとても順調に持つことができましたので、意見交換会をやはりテーマを決めて行ったほうがいいと思います。

○安保友博委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 日本共産党としましては、今までどおり議会報告会と、あと意見交換会を行うという方向で、日時は、テーマによって参加できる方というのが決まってくるんじゃないかなというふうに感じています。

共産党のほうでは、テーマとしては子育て問題だったり、あと市内循環バスが今撤退するという話があるので、そこら辺、地域間でもいろいろな問題があるのかなということで、できれば日中にやったほうがいいんじゃないかという話が出ています。

だから、どこを対象にしてというところ、今回、市民からの意見が出ていたのも、その方は土日にやってほしいというふうに言われていますけれども、テーマによって参加される、参加

されないということもあるので、どういったテーマだったら土曜、日曜がいいのかというところは、もうちょっと考えて決めていったほうがいいのかなというふうに思います。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 うちのほうは参加しやすい日程を選んで、やれるんだったらやったほうがいいと。会場の都合もありますけれども。あと、参加できるというと、今あったように、テーマをどう絞っていくかということも大きな課題かなというふうに考えております。

予算と意見交換会というパターンでやるということは必要かなと。意見交換会のテーマと、あと、日程については検討していく必要があるのかなというところです。集まりやすいということもありますけれども、座ってやるのか、あるいは参加しやすいところで参加される方とお話しするのがいいのか、その辺ちょっとまだ詰め切れていないところですが。

○安保友博委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も基本的に趣旨としては、参加しやすい日時がいいのかなというふうに思いますし、みんなのわらわらまつりで一緒にできるんだったらそれでもいいのかなと思っています。基本的には対面形式でやったほうが、集まりはいいかなというふうに思いますので、そういう対面形式で、集まりやすい日時でやっていければと思います。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

やさしい未来へ歩む会、安保委員。

○安保友博委員 当会派としましては、対面でやるのがいいということと、意見交換会もこれまでどおりの形でやるのがいいのかなという話をしている、テーマに関しては、前はちょっと参加人数の関係もあって、1つにまとめて行ったんですけれども、ここはやはり議員が18人に対して参加者が7人ということで、意見交換会という雰囲気がなかなか持てなかったということもあって、常任委員会ごとに2つに分けてやるということがいいんじゃないかなということで、テーマについては、それぞれの常任委員会の抱えているものをテーマとして絞りをかけて、2つのグループでそれぞれの委員会にちなんだテーマを設定してやるのがいいんじゃないかという話をしておりましたが、今、わらわらまつりにぶつけていくというのも、一つの参加者が多く集まるという意味ではいいのかなというふうに思いました。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

今、皆様から意見をいただきました。確認ですけれども、わらわらまつりと同じ場所と時間にやるということは可能なのか。物理的にそれは可能かどうかという意味で、ちょっと確認したいんですけれども。わらわらまつりにバッティングさせて、開催が可能かどうかということ事務局に確認したいんですけれども。

松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 わらわらまつりと同時開催ということにつきましては、所管である市民活動推進課のほうと調整という形になると思うんですけれども、テントを張って外でやるか、それとも例えば議会議棟の1階を使って、あそこで意見交換等をやるのか、会議室でやるか、い

ろいろやり方はあると思うんですけども、その辺を御希望いただければ、調整はしやすいかなというふうには思います。

ただ、テントとかだと、個数がある程度決まっています、ブースが決まっちゃっていると思うので、もしテントを張るとなると、こちらでどこかから借りて用意するとかという形になるので、庁舎内の会議室、あるいは議会棟の1階のところ、使っていなければそこを使うというのが現実的かなと思います。

いずれにしても、所管課と調整する必要があるかなというふうに思っています。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 ちょっと細かい話というか、先ほど言いそびれたんですけども、緑風会として、わこらぼまつりでやって、展示棟のところを全部使って、そこだと呼び込みやすいというのもあるので、そこでやるか議会棟の下でやるか。そして、意見交換会については、集まった人の意見を聞いて、その中で一つのテーマを決めるというやり方がいいんじゃないかと。ちょっと進行上難しいところもあるんですけども。

そして、展示棟のところだったら細長いので、そこで衝立とかなくても椅子、テーブルで分けて、そこでやったらどうだという話と、展示棟の中にホールがあるので、広いのでここでもできるんじゃないかというような意見があったんですけども、運営上できればそういう形で、わざわざこっちの会議室に上がってくるよりも、そういうところでやったほうが出入りも自由だし、子供も一緒に入ってもらってもいいんじゃないかなというような意見が出ました。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 集まっているところでやるというのは、一つの試みかなと。わこらぼまつりに来る方で、時間で固定するというのではなくて、やはり今あったように子供連れで30分なり何なり来て話をして帰ってもらうということも必要で、こういうテーマで今やっています。御意見があればいろいろとお話くださいという形で聞いていくということで、聞くということでいくと、座って対面でとなるとなかなか緊張してしまう場合もあるし、何を話せばということがあるので、気軽に立ち寄ってもらっていろいろと御意見をお寄せくださいという形でいくと、わこらぼまつり、相当数、人数来られているので、そういった試みもあるのかなと、今、話を聞いていて感じました。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 何かイメージがちょっと湧かないというか、わこらぼまつりでやるということ自体はすごい賛同するんですけども、やっぱり議会報告会ってある意味時間を規定されちゃうわけじゃないですか。まず報告会をするときには、何時から何分までというのは報告会をしなければいけないから、だからどういうふうにしていくか。

議会報告会というのをまずやって、ちょっと時間を空けて呼び込みをして、第2部で例えば懇談をしますよというんだったら、来ている人たちにこれから議員と語ろうというのをやるんですけども来てくださいという告知というか、呼び込みみたいなのもできるんですけども。それ

か、事前に呼び込みみたいなのをして、この時間から議会報告会がありますからぜひ来てくださいみたいな感じで、メモ帳みたいな何時から始まりますよというのを手渡しするとか。

だから、そこら辺の方法が、思い描いているのと実際にその場に立ったときのイメージを考えると、どういう方法が一番効率的なのかなというのが、自分はちょっとイメージが湧かないというか。

だから、ただポスターだけこの時間にやりますよといっても、今までなかなか現実的には来なかった実情があるので、ある程度の呼び込みじゃないけれども、今からこういうのをやるんですけれども、よかったら来てください、意見が欲しいんですみたいな、懇談したいんですみたいな感じで積極的にやれば、人というのは集まってくるのではないかなと思うんですけれども、そこら辺のイメージがもしもあれば教えてもらいたいと思います。

○安保友博委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 資料を置いてきてしまったんですけれども、今ちょっと思い出したというか意見として、子ども議会というのが、そういう議場を逆に見て子供が体験できるような、ちょっと話が大きくなっちゃって角度も違ってくるかもしれないんですけれども、もしこういうイベント、わこらぼまつりのようなイベントのときに考えるのであれば、むしろそういう形式のものも、これからの若者とか子供が議会に興味を持つような形で、子ども議会というのも提案を考えていたんですけれども、ちょっと別角度になっちゃうかもしれませんが、そういうのはどうでしょうか。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私はすごく新しい活動で、意見としていい意見だなというふうに感じました。今までの、例えばこういう議案が話されましたとか、正しく情報を伝えるという、そういうこともある意味では大事なんですけれども、むしろ興味を持ってもらうとか、わこらぼまつりにぶつけるのであれば、そっちのほうが多分趣旨としては大きくなるのかなと思いますし、現実的にわこらぼまつりが行われたときに議会報告会をやっていたとしても、私はだから行きづらいなとは思ってますね。例えばやってみたはいいけれども、私の想像では、何か集まる人数はむしろ減るんじゃないかなぐらいの感じは正直あるにはあるんですよ。

交流とかそういった部分だったら、もしかしたら人は来ると思うんですけれども、わこらぼまつりに遊びに来たりとか、そういう人たちが議会報告会に来てくれるかという、また別の話になってくるかなとは思っているので、なのでわこらぼまつりとしてその一部の中でやるとしたら、そういった子ども議会という意見があっても、やってみても面白いのかなとは思っていますし、現実的にできるんじゃないかなとは思っています。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 今ちょっとお話を聞いていて、思いつきで恐縮なんですけれども、議場が今結構な費用をかけて改修が終わったばかりというのもあって、それをわこらぼまつりにぶつけ

るのであれば、その一出展のような立ち位置で、議場を開放して市民に来てもらって、実際に議席に座ってもらったりとか、実際ここでどういう話をしているのかというのを我々が説明員のようにそこにいて、随時質問を受けてそれに答えるとか。要するに、議会の紹介みたいな形にするのも面白いかなというふうに思いました。一つの意見として聞いていただけたらと思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 今の委員長の考えというのも一つ。集まっているところで案内して、そこでオープンハウス形式じゃないけれども、いろいろな意見を聞くということができれば、テーマを絞っていろいろな意見を聞く場を設けるというのも大切なことだと思いますけれども、いろいろな意見を持っている方がちょうど来られるので、子育てされている方、先ほどもありましたけれども循環バスの話、教育の話、いろいろあるかなと思うんで、そこでふだん見られない議場なりを案内して、議員がそれぞれ分担してその場でいろいろな話を聞きとめて、終わった後、議員が集まってこういう意見があったということを持ち寄って、その後、じゃどういうふうにしていくかという。

委員会ごとにその意見を分けて検討していくなりということで、そういった形式も18人いるから、役割分担で案内する人もいれば何する人もということで、分担して対応していけば対応し切れないこともないかなと思うので、それは一つの案として、ちょうどわこらぼまつり、人に来てもらう、興味を持ってもらうと。そこからいろいろな意見を聞くということで、検討していく価値はあるかなというふうに私も思いました。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 本当に菅原委員のおっしゃるとおりで、緑風会としても展示ホールでオープンハウス形式で議会の説明をして、そこで来てくれた人に各議員が説明をしながら、ある程度予算のところとか委員会のところは担当を決めて説明する。あとの方は市民の方といろいろな話をして、そこで話をしたことをちゃんとまとめておいて、みんなでもまとめていくということがいいんじゃないかなという話が出ました。

ただ、本当に議会報告会というところで、そういうふうに柔らかくやっていいのかという意見も出たんですけども、そういう試みも大変大事じゃないかのかなというふうな意見が出て、その後に最後みんながまとまって、議場に案内するというようなこともできればいいねという話がありました。本当に菅原委員のおっしゃるとおり、緑風会もそういう意見が出ていました。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 子ども議会は過去2回あって、そのうち議会のほうで主催してやったお子さんが大分印象に残っていたみたいで、大分大きくなられてからもそのときの印象を話してくれた。お子さんじゃなくてもう、という方がいらっやって、子供が来て議場に座ったりいろいろするだけでも、大きな経験になるのかなという気がしますし、そこで子供からもふだん考えてい

ることです。いろいろな話をして、あるいは意見を聞くということも議員活動のヒントにつながればいいかなという気がいたします。今、吉田委員の話聞いていて、改めて追加ですけれども。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 わこらぼまつりのコンセプトは、市民活動なんですね。だから市民の各いろいろなボランティアがいる中に子供が入っていくのは難しいと思う、展示ホールに入っていくのがね。そこへ議員がいるということは、むしろさっき言ったように、その場を利用してこちらで議会を使っていってもらおう。

趣旨が、わこらぼというのは、みんな市民で和光市を楽しくわくわくしようというあれなんです。堅い議員が中にいるよりは、こっちの議場で前にやったように小・中学生の人が議員になったつもりで、いろいろなまちづくりの提案をされましたよね。実を言うと、その中の一人の子が市役所に勤めているんですよ。

そういうこともあるわけだから、あの中でやるのではなくて、議会の中に座らせてあげて、午前中は子供、そして子供がしゃべるとその家族が聞きに来るんですよ、選ばれればね。両親が写真を撮ったりする。そこで子供がしゃべれば、かなり議会のこと、政治のこと、市政に関心を持つからね。僕はあの中でやるよりは、議会の中をオープンにして、子ども議会、小学生議会、中学生議会、中学生はかなりいいことを言われますよ。全部メモを取っているけれども。僕らにとってすごくヒントになる。何々をしてほしいとか言ってくる。そういう形だったら面白いんじゃないかなと思います。

ただ、今、和光市に手紙が来ている。それは堅い議会報告会で議論したい人ならば、それとは合わない。別にもう一回はやらないと、手紙を書いてきている人は、そこでいろいろなことを言いたいから上げてきているんじゃないですか。その辺をみんなで考えたらいいかなと思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今いろいろ意見が出て、わこらぼまつりだったり、子ども議会とかというのが出されたりというので、実際にわこらぼまつりだと展示ホールから和太鼓が来て、どんどこやったりとかするわけですよ。だからそこら辺で、前回わこらぼまつりのときって駐車場のほうで和太鼓とかやっていましたっけ。

だから多分展示ホールは使えなくなっちゃうから、逆に議会棟の1階のところを活用して、その後、上の議場のほうに上げるとかという、動線も確保しなければいけないんじゃないかなと。

今の現状では、展示ホールと、あと広場の部分と、小ホール等々は多分使えない。いつもわこらぼまつりで市民活動推進課のほうが使っているから、だからそこら辺、土日で議場のほうが開放できるのかというのをやっぱり確認してもらったほうがいいのかなと。そのほうが現実的というか、みんなの意見を吸い上げて、いいやつができるのかなと思うんですけれども。

休憩します。(午前11時15分 休憩)

再開します。(午前11時16分 再開)

○安保友博委員長 それでは、議会報告会に関しまして、今出た意見を総合してまとまりそうなところをピックアップすると、5月25日のわこらぼまつりにぶつけるといふ形、その際に、会場としては議場を中心として、議場もしくは附属としてこの委員会室を使う。内容としては、議場開放、それから適宜議員による質疑応答、説明というんですか、市民に対する対応をするというところ。議会報告という点でいうと、議会だよりがそのときは出ていますので、それを配布するというところで、細かいところは今後要領をつくっていく中で、また協議していければと思うんですけども、そういう形でもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにしたいと思います。

休憩します。(午前11時20分 休憩)

再開します。(午前11時22分 再開)

それでは、詳細につきましては、閉会日に議会運営委員会を開いて、そこで決定をしたいと思っておりますので、皆様よろしくお願ひいたします。

議会報告会については以上です。

最後に、今後の会議等の予定を確認します。

1つ目、3月1日、金曜日、予算決算常任委員会終了後、意見案の調整、議会報告会について。

2つ目、3月13日、水曜日、本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認、議員提出議案の確認。

3つ目、3月21日、木曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せの1回目。これに加えまして、本日もちょっと時間の都合上できませんでしたので、議会改革についての議会運営委員会をこの議会だより編集事前打合せの後、議会運営委員会を開いて協議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、以上となります。御出席くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長から発言があります。

富澤議長。

○富澤啓二議長 その他の日程としまして、3月18日、月曜日、予算決算常任委員会終了後に議員会役員会を行います。役員の皆様は出席をお願いいたします。

○安保友博委員長 議長から発言がありました件は御承知おきください。

それから、前回、終わり際にお話がありました政治倫理審査会の結果を受けて、議会としてどういう対応をしていくかということについてなんですけれども、これは議長案件でもあると思うので、議長からちょっと発言いただきたいと思っておりますけれども。

富澤議長。

○富澤啓二議長 政治倫理審査会において、私のほうに答申をいただいた附帯意見に関して、小嶋副議長と協議をしております。そして、事務局に指示を出しまして、大変難しい案件ですので、弁護士を入れて慎重に協議をしたいと。ただ、清水弁護士は、2月中は大変忙しくて無理だということで、3月の議会中に時間を設定していただいて、協議をすることになっております。

○安保友博委員長 それでは、今、議長からお話がありましたので、その結果を待って、また改めて議会運営委員会で協議するということにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにしたいと思います。

それからもう一点、鎌田委員から発案がありました赤松議員の件ですけれども、この点、改めて確認したいと思いますが、もう一度鎌田委員から説明と、あとそれに対する御本人からの発言もあったので、その辺の確認をしたいと思うんですけれども、もう一度よろしいですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 12月定例会で提出させていただきました和光市副市長定数条例の改正案について、赤松議員にも賛同いただきまして、提出者として一緒にやっていただけると伺っていたんですけれども、当日になって採決をする際に賛成ではなかったということで、どういう形で提出者の方の意見が変わったのかということころは、改めてお伺いしたいというのが最初あったところで、そこを御説明いただく形になるのかなと思います。

○安保友博委員長 この件につきまして、赤松議員からの発言が前回最後にあったんですけれども、もう一度お願いしたいと思います。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 あのとき皆さんにお話ししたように、この件は私の政治的な判断です。以上、それだけです。

○安保友博委員長 一応、状況を整理しますと、12月定例会に議員提案として出された議案で、提出者として名前を連ねていた中に赤松議員が自ら署名をされており、その議会において質疑もなく、また討論もなく、反対に回られたというのが客観的な事実です。これについて、鎌田委員は問題ではないかという投げかけを今されておりますけれども、この点、何か御意見ありましたら、皆様から。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今回の案件に対しては、やっぱりちょっと問題があるのかなというふうに正直感じています。提出者として名前を自分で自署というか、書いたわけですよ。そういった中でいくら政治的な判断をするといっても、その重みというのはやっぱり重いので、もしも反対するにしても、政治的な判断をするにしても、やっぱりそれなりの表明というか、態度表明というのはしていくべき。

例えばその提出者であっても、事実上、話がどんどん進むにつれて自分の意見と違うとい

うのであれば、例えば討論をして、本来であればこうだったけれども今回は提出者から外させていただきたいとか、そこら辺の表明もなく、ただ自分の政治判断でころころ変えるというのは、政治家としてちょっと問題があるのではないかなというふうに私は考えます。

○安保友博委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 私も鳥飼委員と同じ意見で、やはり政治的判断でというだけで、一言で終わらせるというのは、ちょっと議員として責任がないのかなというふうに思っています。署名をして提出をした。そこで採決のときに反対をしたということで、これはやはり議員としてしっかりとした説明をしなければいけないのかなというふうにも思っていますので、政治的判断でという一言だけで終わるといのは、ちょっと議員としていけないのかなというふうに思います。

○安保友博委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 署名をすることも政治的判断だったと思うんですね。その御自身の政治的判断を翻したということで、提出者として署名をしたということはかなり重い判断があつて、責任を伴つての署名だったはずですので、そこをやっぱり軽んじてしまうというのはいけないのではないかなというふうに思います。その時点でも政治的判断をされていたと思いますので、それについて翻したというのをやはりきちんと説明するなり、筋立てをして手続を取って、反対するということが必要なことが必要だったというふうに思ひまして、大変不足しているものが多いのではないかと、問題ではないかということは感じております。

○安保友博委員長 今、御意見いただきまして、赤松議員から何かあれば。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 御意見は御意見として頂戴しています。

○安保友博委員長 今回、提案していただきました鎌田委員としてはいかがでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そうですね。私としては、手続として皆さんに1人1人御説明させていただいて、納得いただけた方、賛同いただける方に、提出者として会派の代表者にサインをいただくという流れを取らせていただきました。その手続については、自分自身、誠心誠意、一生懸命皆様に説明させていただきましたし、あと、例えばその場では納得できないところとかがあった場合については、議会の中で質問いただいて、その上で賛同するという事もできたのかなというふうには思っています。

なので、あくまで政治判断とおっしゃられるとは思いますが、どうして提出者として署名をされたのか。その上で、どうして何も言わずに反対に回られたのかというところの説明はいただけるとありがたいと思いますし、議会としてもそれは必要なんじゃないかなというふうには思っております。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 今、1人1人に説明されたというのは、署名された方に1人1人説明されたん

だというふうに認識をいたします。私はちょっとふだんきちんとした説明を受けていないですし、恐らくほかの議員のことなので申し上げられませんが、そういうことですので。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 あともう一点、今回はこういったことがあって、やっぱり問題だと思うんですけども、今後もそういうことというのが、政治的判断で済ませる話ではなくなってくると思うんです。だからそこら辺は、十分にやっぱり提出するという重みだったりというのは、意見として受け止めるという赤松議員の気持ちは分かるんですけども、今後の政治姿勢というのが問われてくるので、そこら辺もしっかりと受け止めていただきたいなと思います。また同じようなことがないように。

また、提出者になるのであればちゃんと自分が納得した上でなって、ならなくなる場合にはちゃんとそういった説明をして、提出者にはなれませんというところをはっきりしないと、今後も同じようなことが起これば、やっぱり市民の信頼にもつながってくるので、そこら辺はしっかりと認識していただきたいと思います。

○安保友博委員長 この件について、議会運営委員会として議会運営に関することだと思いますので、提案を受け入れ、また、皆様から意見をいただき、御本人からの申し開きもしていただいたということで、議論はしたということで、この案件について議会運営委員会としては閉じたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。

萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 あまり大したことじゃないんですけども、議員が登庁したとき、帰るときにボタンを押すじゃないですか。あれがやっぱり事務局の中にしかないというのは、逆に不便になっちゃったじゃないですか。だからやっぱり事務局にも必要なのかもしれないけれども、せめて入り口にもつけてほしいなど。逆に不便になっちゃっている。

もし予算が足りないというのであれば、例えば議員会から幾らか出して、もう一個つけるとかということも考えてもいいんじゃないかなと私は思っていますけれども、皆さんいかがでしょうか。

○安保友博委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 モニターの押すパソコン、出退表示盤ですか。それにつきましては、事務局側に向けさせていただいたのは、やっぱり閉庁になりますと議会事務局のほうも施錠をいたします。そういったセキュリティーとかの関係もありまして、議員には大変御不便をかけますけれども、事務局側に向けさせていただいたというような状況となっております。

あと、実際のところ、職員とか市民の方から問合せがあった際には、事務局側にはないと問合せに対応できないというのがありますので、そういった形で、まずは事務局のほうに向けさせていただいたというのが実態となっております。

また、今回、予算的なこともありまして、正直あそこにしかつけられなかったというのも実態としてはございます。

○安保友博委員長 例えばセキュリティーの問題は別としても、あそこへ増設して、カウンター側に向けてもう一台置くというのはいかな。

それについてどういう対応ができるかについては、今後考えていけたらと思います。

萩原圭一委員外議員。

○萩原圭一委員外議員 議員会からの支出ということももし考えられればということです。お願いします。

○安保友博委員長 それは議員会の話なので、そちらはそちらでまた提案していただければと思います。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 議会のポスターなんですけれども、よく見ると黄色が読みにくいような気がして、私の目があまりよくないのもあるんですけれども、見えにくくないですかね。黄色をもうちょっとオレンジ色目に濃くするとか。あとは大丈夫だと思うんですけれども、せっかくなら、あそこまでの大きい文字であれば、やはり遠くからでも見えるように。日にちだけ。

○安保友博委員長 では、そこを対応していただけるようでしたらお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 0時05分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博